

## 滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正について

## ■ 修正案の内容

## 1 訓練項目の追加・統合

- ・避難中継所の設営について、令和4年度から長浜市内および高島市内それぞれで避難中継所設置資機材一式の民間倉庫保管を開始したことを契機に、資機材の輸送も含めた訓練を単独でも実施できるよう、「避難中継所設営訓練」を訓練項目として追加する。
- ・大気中放射性物質の拡散計算の活用について、あらかじめ作成した放射性物質の拡散予測図を参考に可搬型モニタリングポストの追加配備やモニタリング車走行ルートを検討することとしており、その訓練は緊急時モニタリング訓練の一部として位置付け実施しているところ。そのような中、現行計画の記述は、福島第一原子力発電所事故以前に行われていた防護措置判断への活用に係る訓練であるとの誤解を招くことから、「大気中放射性物質の拡散計算の活用訓練」を削除する。

(該当箇所)

頁	現行	修正後
	第2章 災害事前対策 ・第16節 防災訓練の実施等 ・第1 訓練計画の策定および実施	第2章 災害事前対策 ・第16節 防災訓練の実施等 ・第1 訓練計画の策定および実施
39	<p>県は、国、専門家、原子力事業者等関係機関の支援のもと、市町、自衛隊等と連携し、以下に掲げる防災活動の要素ごとまたは各要素を組み合わせた訓練計画を策定し、計画に基づき訓練を実施する。</p> <p>また、訓練結果の評価を行い、次回の訓練内容や地域防災計画等への反映に努める。</p> <p>①災害対策本部等の設置運営訓練 ②オフサイトセンターへの参集訓練 ③緊急時通信連絡訓練 ④緊急時モニタリング訓練 ⑤大気中放射性物質の拡散計算の活用訓練 ⑥原子力災害医療訓練 ⑦住民等に対する情報伝達訓練 ⑧周辺住民避難訓練 ⑨人命救助活動訓練 (新規)</p>	<p>県は、国、専門家、原子力事業者等関係機関の支援のもと、市町、自衛隊等と連携し、以下に掲げる防災活動の要素ごとまたは各要素を組み合わせた訓練計画を策定し、計画に基づき訓練を実施する。</p> <p>また、訓練結果の評価を行い、次回の訓練内容や地域防災計画等への反映に努める。</p> <p>①災害対策本部等の設置運営訓練 ②オフサイトセンターへの参集訓練 ③緊急時通信連絡訓練 ④緊急時モニタリング訓練 <u>(削除)</u> ⑤原子力災害医療訓練 ⑥住民等に対する情報伝達訓練 ⑦周辺住民避難訓練 ⑧人命救助活動訓練 ⑨避難中継所設営訓練</p>

## 2 保健医療福祉活動に係る体制の見直し

「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」（令和4年7月22日付け厚生労働省通知）の内容を踏まえた修正。

(該当箇所)

頁	現行	修正後
	第3章 緊急事態応急対策 第9節 原子力災害医療計画	第3章 緊急事態応急対策 第9節 原子力災害医療計画
66	第1 計画の方針 住民の生命・身体を原子力災害から守るためには、総合的な判断と統一された見解に基づく医療の提供が必要であることから、県は、災害対策本部に <u>保健医療調整本部</u> を設置し、 <u>保健医療調整本部長</u> の指揮のもと関係市町および関連医療機関と密接な連携を取りながら、原子力災害医療体制の構築を図る。	第1 計画の方針 住民の生命・身体を原子力災害から守るためには、総合的な判断と統一された見解に基づく医療の提供が必要であることから、県は、災害対策本部に <u>保健医療福祉調整本部</u> を設置し、 <u>保健医療福祉調整本部長</u> の指揮のもと関係市町および関連医療機関と密接な連携を取りながら、原子力災害医療体制の構築を図る。
66	第2 原子力災害医療体制 2 原子力災害医療体制を構成する機関 (1) 県災害対策本部 構成機関：県 役割：災害対策本部に <u>保健医療調整本部</u> を設置し、原子力災害医療措置が円滑に行われるよう指揮するものとする。	第2 原子力災害医療体制 2 原子力災害医療体制を構成する機関 (1) 県災害対策本部 構成機関：県 役割：災害対策本部に <u>保健医療福祉調整本部</u> を設置し、原子力災害医療措置が円滑に行われるよう指揮するものとする。
67	第2 原子力災害医療体制 2 原子力災害医療体制を構成する機関 (2) 原子力災害医療調整官 構成機関：原子力災害発生時における専門的な知識および技能を有する災害医療コーディネーター 役割：原子力災害発生時の医療救護活動が円滑に行われるよう実務を統括し <u>保健医療調整本部長</u> を補佐する。	第2 原子力災害医療体制 2 原子力災害医療体制を構成する機関 (2) 原子力災害医療調整官 構成機関：原子力災害発生時における専門的な知識および技能を有する災害医療コーディネーター 役割：原子力災害発生時の医療救護活動が円滑に行われるよう実務を統括し <u>保健医療福祉調整本部長</u> を補佐する。

### 3 高度被ばく医療支援センターの新規指定

令和5年4月1日付けで国立大学法人福井大学が高度被ばく医療支援センターに指定されたことによる追記。

(該当箇所)

頁	現行	修正後
	第3章 緊急事態応急対策 第9節 原子力災害医療計画	第3章 緊急事態応急対策 第9節 原子力災害医療計画
66	第2 原子力災害医療体制 2 原子力災害医療体制を構成する機関 (7) 高度被ばく医療支援センター 構成機関：国立大学法人広島大学、国立大学法人長崎大学、国立大学法人弘前大学、公立大学法人福島県立医科大学、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所	第2 原子力災害医療体制 2 原子力災害医療体制を構成する機関 (7) 高度被ばく医療支援センター 構成機関：国立大学法人広島大学、国立大学法人長崎大学、国立大学法人弘前大学、公立大学法人福島県立医科大学、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、 <b>国立大学法人福井大学</b>

### 4 原子力災害対策指針の改正を踏まえた修正

原子力災害対策指針が一部改正され、緊急時活動レベル（EAL）の枠組みが改められたことを踏まえた修正。

(主な修正箇所)

頁	現行	修正後				
	別添2 2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）	別添2 2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）				
92	<table border="1"> <tr> <td>全面緊急事態を判断するEAL</td> <td>緊急事態区分における措置の概要</td> </tr> </table>	全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要	<table border="1"> <tr> <td>全面緊急事態を判断するEAL</td> <td>緊急事態区分における措置の概要</td> </tr> </table>	全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要					
全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要					

	<p>⑩原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p>	(略)	<p>⑩原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなること。</p>	(略)				
	<p>7. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの</p>	<p>7. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの</p>						
96	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="314 1440 715 1682">施設敷地緊急事態を判断するEAL</td> <td data-bbox="724 1440 831 1682">緊急事態区分における措置の概要</td> </tr> </table>	施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="852 1440 1268 1682">施設敷地緊急事態を判断するEAL</td> <td data-bbox="1278 1440 1385 1682">緊急事態区分における措置の概要</td> </tr> </table>	施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要	(略)
施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要							
施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要							
<p>④原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設</p>	(略)	<p>④原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示</p>	(略)					

	<p>の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p>		<p>する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p>	
	<p>全面緊急事態を判断するEAL</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>	<p>全面緊急事態を判断するEAL  <u>(沸騰水型軽水炉については、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。)</u></p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
	<p>④<u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</u></p>	<p>(略)</p>	<p>④<u>原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室(沸騰水型軽水炉にあつては原子炉制御室外操作盤室又は緊急時制御室)が使用できなくなること、又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置(いずれも原子炉制御室(沸騰水型軽水炉にあつては原子炉制御室及び緊急時制御室)に設置されたものに限る。)が使用できなくなること。</u></p>	<p>(略)</p>

## 5 高浜発電所 2 号機の運転再開に伴う修正

関西電力株式会社高浜発電所 2 号機について、所要の使用前検査が終了し、緊急事態区分を判断するEALの枠組みが「5.」から「2.」に変更されたことに伴う修正。

(該当箇所)

頁	現行	修正後																		
	別添 2 各緊急事態区分を判断する E A L の枠組みについて	別添 2 各緊急事態区分を判断する E A L の枠組みについて																		
89	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">高浜発電所</td> <td>1号機</td> <td>2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設</td> </tr> <tr> <td>2号機</td> <td><u>5. 実用発電用原子炉(東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉を除く。)に係る原子炉の運転等のための施設(炉規法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合しないものに限る。)であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの</u></td> </tr> <tr> <td>3号機</td> <td>2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設</td> </tr> <tr> <td>4号機</td> <td>2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設</td> </tr> </table>	高浜発電所	1号機	2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設	2号機	<u>5. 実用発電用原子炉(東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉を除く。)に係る原子炉の運転等のための施設(炉規法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合しないものに限る。)であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの</u>	3号機	2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設	4号機	2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">高浜発電所</td> <td>1号機</td> <td>2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設</td> </tr> <tr> <td>2号機</td> <td><u>2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設</u></td> </tr> <tr> <td>3号機</td> <td>2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設</td> </tr> <tr> <td>4号機</td> <td>2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設</td> </tr> </table>	高浜発電所	1号機	2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設	2号機	<u>2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設</u>	3号機	2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設	4号機	2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設
高浜発電所	1号機		2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設																	
	2号機		<u>5. 実用発電用原子炉(東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉を除く。)に係る原子炉の運転等のための施設(炉規法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合しないものに限る。)であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの</u>																	
	3号機		2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設																	
	4号機	2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設																		
高浜発電所	1号機	2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設																		
	2号機	<u>2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設</u>																		
	3号機	2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設																		
	4号機	2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設																		